

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No340号 2013.12.20

発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.co>

地裁の誤り正し、公正な判断を！ 「励ます会」が高裁に要請

結審を控えた12月16日、「日本航空による不当解雇者を励ます会」の呼びかけ人を代表して、醍醐聡東大名誉教授は、高裁への公正な判決を求めて、要請書と要請書への賛同者247名の名簿を提出しました。原告3名と航空連の「励ます会」担当1名が同行し、高裁からは、民事小廷管理官田口氏と事務室森脇氏が対応しました。

【「要請書」全文は裏面参照】



【写真：原告らと要請の打ち合わせをする醍醐教授】

～「励ます会」とは～

JALによる不当解雇者を励まそうと、裏面要請書に記載されている呼びかけ人6名の先生方に加え、品川正治経済同友会終身幹事(故人)、坂本福子弁護士(故人)の8名の呼び掛けで発足した会です。様々な分野で活躍されている学者・文化人・識者の方々が参加しています。「会」への賛同者は約600名です。

司法の権威を守る上でも、高裁は事実に向けた判断を！

～～醍醐教授の発言要旨～～

- ◆JALは再上場をなすとげ、史上空前の利益を更新し続け、発着枠増を求めている。一方、人員不足により、客室乗務員の新規大量採用や、パイロットの訓練が開始されている。人員不足になることを予見できたはずだが、たとえ予見できなかったとしても、すぐに原告を職場復帰させないのは、社会の条理に反している。
- ◆解雇した人を戻さないことに、「励ます会」の247名が疑念を持っている。会社にとって目障りな人を排除したい意図を裏付けている。
- ◆(年齢が高い人が多く解雇されたため、) 裁判が長引けば職場復帰できない人が増えてくる。早期の決着が求められる。そうでなければ訴えの利益が毀損してしまう。
- ◆会社は希望退職以外の一般退職者などで、人員削減を達成していたのに、その事実を伏せていたのは、誠実に欠け、虚偽の説明である。この揺るがすことができない事実を直視した判断が、公正な司法の在り方ではないかと強く感じる。一審の誤認は明白になった。司法の権威を守るためにも、事実に向けた判断をして下さい。

事実に向けた高裁判決を期待しています

内田客乗原告団長は、ILO勧告に触れ、「新人採用が続く中、高裁判決が、職場復帰への話し合いを保障するもの」、山口乗員原告団長は「憲法をおろそかにする判断は許されない」と述べ、責任ある裁判所の判断を求めました。



【写真：要請終了後の醍醐教授(左から二人目)と原告】

日本航空整理解雇訴訟に関し、 東京地裁判決を見直し公正な判決を下すよう要請します

2010年12月31日、日本航空は165名の労働者（パイロット81名、客室乗務員84名）の整理解雇を強行し、それに対して、解雇された労働者のうち148名が解雇の撤回を求めて訴訟を提起しました。

審理によって、更生計画に示された日本航空全体での人員削減目標も同年11月には既に達成し、利益に関しても目標を大幅に超過する営業利益を上げ、2010年度の人件費削減目標も200億円余も超過していること等が明らかになっていたにもかかわらず、東京地方裁判所（パイロットは東京地裁民事第36部、客室乗務員は同民事第11部）は、当該整理解雇に違法性はないとして訴えを退けました。

それは、運航の安全を確保するために献身的に業務を遂行してきただけでなく、日本航空の過去の放漫経営に対して改善を求め、会社更生が開始された際にも労働者の解雇をできるだけ回避するための合理的で適切なワークシェアリング等の措置を提案してきた原告らの、司法に対する期待を著しく損ねるものでした。

両判決は、更生計画遂行にあたって解雇を行うべき経営上の必要性が何ら具体的に示されていないにもかかわらず、一度示された人員削減策だけは頑なに実施することを容認しました。それは、「関係人の利害を適切に調整」しつつ事業の更生を図るという会社更生法の目的も労働者の雇用保障の理念をも蔑ろにするものでした。

もともと、日本航空が経営破綻に至った最大の原因は、空港の乱造といった歪んだ航空行政と、航空機の過剰購入などの過去の放漫経営にあったことも証明されており、それらについて何ら責任を負うべき立場にない労働者にそのしわ寄せをすべきものではありません。ましてや、稲盛和夫会長は「誰が見ても、解雇された労働者の雇用を継続することはできた」と法廷で証言しましたが、東京地裁は企業の経営責任者が解雇の必要性を否定したにもかかわらず解雇を容認するという、整理解雇法理から大きく逸脱する判断をしました。

その後、日本航空は、既に株式を再上場し、企業としては繁栄していますし、客室乗務員については必要要員数を大きく割り込み、欠員補充のため広く募集し多数の新規採用までしています。

さらに、控訴審における審理を通じて、本件解雇時点において、更生計画が予定していた必要人員体制が実現しており、「余剰人員」なるものが存在していなかったことが明らかにされました。

労働者が人間らしく働く権利は尊重されなければなりません。憲法は幸福追求の権利や労働者の労働権を保障し、労働契約法16条は解雇権の濫用を禁止しています。経営が悪化し、仮に人件費削減が必要となった場合であっても、整理解雇4要件という規範を適正に遵守する法的責任が使用者には課せられているのです。

にもかかわらず日本航空の管財人は、公正たるべき更生手続を濫用して、本件解雇を強行しました。それは、パイロット、客室乗務員や地上の整備士など、国民にとってかけがえのない「航空の安全」維持の最先端に立つ人々を必要以上に減らすことにもなる危険性も無視したのです。

私たちは、上に述べたすべての点において本件整理解雇には道理がなく、正義に反すると考えます。会社更生という事態においても、雇用に関する重要な労働法のルールが遵守されるべきだと判決によって確認されることが、日本航空のみならず全ての労使、さらには国民にとって極めて重要だと考えています。

わが国の労働者の正当な権利を守り、適正な労働法のルールを確立するために、そして「航空の安全」を守るために、東京高等裁判所が、東京地方裁判所の誤りを正し、両事件において公正な判決を下されることを心から要請いたします。

日本航空による不当解雇者を励ます会

呼びかけ人(50音順)

伊藤 真(伊藤塾塾長 弁護士) 江尻 美穂子(津田塾大学名誉教授) 奥平 康弘(憲法学者 東大名誉教授) 宮里 邦雄(弁護士 前日本労働弁護団会長) 醍醐 聰(東京大学名誉教授) 萬井 隆令(労働法学者 龍谷大学名誉教授)

私たち6名による、本要請書の提出の呼びかけに応じ、賛同していただいた方の名簿を以下添付いたします。